

# 白川町道路橋梁維持管理個別施設計画 (橋梁個別一覧表)

平成28年12月  
(平成30年12月更新)  
白川町

○平成26年3月に交付されてた「道路法の一部を改正する法律」及び「道路法施行規則の一部を改正する省令」により2m以上の全ての橋梁に関し、5年ごとにの近接目視による点検が義務付けられています。

○白川町が管理する橋梁については、橋梁長寿命化計画及び橋梁個別一覧表の点検計画に基づき、定期点検や補修を実施し、状況を反映し、随時見直しを行います。

○実施状況についてはHP等で公表します。

○橋梁点検の判定区分は下記のとおりです。

区分		状態	措置
I	健全	構造物の機能に支障が生じていない状態	監視や対策を行う必要のない状態
II	予防措置段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態	状況に応じて、監視や対策を行うことが望ましい状態
III	早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態	早期に監視や対策を行う必要がある状態
IV	緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、または生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態	緊急に対策を行う必要がある状態

## 個別施設計画【橋梁】

### ①対象施設

別紙一覧の通り(町道の2m以上の橋梁)

### ②計画期間

平成26年度から平成35年度まで

### ③対策の優先順位の考え方

橋梁点検の健全度の判定に、路線の重要性や緊急輸送路等の条件を加味することにより定量的に対策優先順位を決定している

### ④個別施設の状態等

別紙一覧の通り

### ⑤対策内容と実施時期

別紙一覧の通り

### ⑥対策費用

別紙一覧の通り

※個別施設計画については、法定点検の結果や地域情勢により見直しをすることがあります。

○橋梁点検車による近接点検状況

















